

インフルエンザ出席停止期間について

症状(発熱を目安とする)が出た日	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱	発熱 出停	解熱					登校 可能		
発症後2日目に解熱	発熱 出停		解熱				登校 可能		
発症後3日目に解熱	発熱 出停			解熱			登校 可能		
発症後4日目に解熱	発熱 出停				解熱		登校 可能		
発症後5日目に解熱	発熱 出停					解熱			登校 可能

出停＝出席停止

インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」です。ですから「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 2 日を経過」の両方を満たす期間、登校できません。どんなに熱が早く下がったとしても、発症した後 5 日は出席停止となります。また、熱が下がった日によっては、出席停止期間が延長していきます。発症は、発熱した日を基準とします。

薬の効果で、症状が早くに回復しても、体内にウイルスが残っていることもあり、停止期間より早くに登校していただくと流行を広げてしまいますので、停止期間のご理解をお願いします。

なお、インフルエンザに限っては、医療機関で書いていただく診断書は不要です。連絡は電話で結構ですが、その時に、「医療機関名」、「A型かB型か」、「症状」、「医師からの指示」等をお聞きますので、ご協力ください。